

知ってナットク!

収

益

分

配

金



大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

ファンドの
こと

… ファンド全体に関する
分配金のお話です

投資後の
こと

… 投資者の皆さまに関する
お話です

目次

分配金はどこから支払われているのでしょうか	P1
分配金はどのように決定されるのでしょうか	P2
分配対象額はどこで確認したらいいのでしょうか	P3
分配対象額が多いファンドは運用が良いファンドですか	P4,5
ファンドの運用成績はどこで確認したらいいのでしょうか	P6
運用成績と分配金の関係はどう考えたらいいのでしょうか	P7
税金が引かれなかったのはなぜでしょうか	P8,9
図解でナットク! 分配対象額のしくみ	P10,11
最後に	P12
投資信託の留意点	P13



当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

※本資料において「投資信託」「ファンド」「基準価額」とは、下記を前提に記載しています。

- 国内投資信託のうち、追加型投資信託。課税上は株式投資信託。
- 当初元本1万口当たり1万円。
- 基準価額は、1万口当たりの基準価額。



分配金はどこから支払われているのでしょうか

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われます。
- そのため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、投資信託の純資産から支払われます



上記はイメージ図です。

POINT

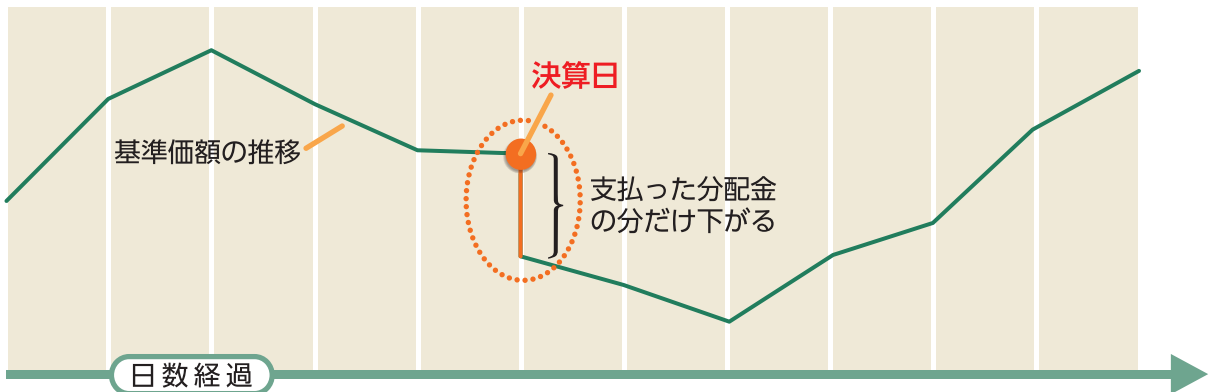
投資信託の分配金は、
預貯金の利息とは
異なります。



上の文章を預貯金の利息に当てはめてみると下記ようになります。比較してみてください。

- 預貯金の利息は、投資信託の分配金と異なり、預けた預貯金(元本)の一部から支払われているわけではありません。
- そのため、利息の支払いによって元本が減少することはありません。

分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります



決算日における、分配金支払前と支払後の基準価額の例



※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。
また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

ファンドのこと



分配金はどのように決定されるのでしょうか

- 分配金は、分配対象額*の範囲内で、分配方針に基づいて、委託会社（ファンドの運用会社）が決定します。
- *「分配可能額」「分配原資」等と呼ばれる場合もあります。

投資信託協会の「投資信託財産の評価および計理等に関する規則」で定められた「分配対象額」は、以下の4つから構成されています。

分配対象額	【当期に発生した収益】	① 経費控除後の「配当等収益」	株式、リートの配当や債券の利息収入などから経費を控除した金額です。
		② 経費控除後、繰越欠損金補てん後の「有価証券売買等利益（評価益を含む*）」 *以降、「有価証券売買等利益」と記載した場合、評価益も含まれます。	株式、リート、債券などの売買益および評価益から経費を控除し、繰越欠損金を補てんして残った金額です。
	【設定来の留保収益等】	③ 「分配準備積立金」	①や②のうち、分配金として支払わず、翌期決算へ繰り越された金額です。
		④ 「収益調整金」	追加設定による口数の増加で、既存投資者の分配対象額が減少するのを防ぎ、投資者間の公平性を保つために設けられている勘定です。

※分配対象額についてもっと知りたい方はP10,11をご覧ください。図解で説明しています。

目論見書には下記の例のような分配方針*が記載されています。

*ファンドにより異なります。

分配方針

1. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます）等とします。
2. 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

POINT

「分配対象額」には、「当期に発生した収益」だけでなく、「設定来の留保収益等」も含まれています。



大和アセットマネジメントではこれらを総合的に勘案して「分配金」を決定しています。

分配方針

分配対象額
の水準

配当等収益
の水準

基準価額
の水準

市場環境

等



分配対象額はどこで確認 したらいいのでしょうか

●「運用報告書」で確認できます。

【運用報告書の例(該当ページ)】

■分配原資の内訳(1万口当たり)

項目	第114期 2018年4月×日 ～2018年5月×日	第115期 2018年5月×日 ～2018年6月×日	第116期 2018年6月×日 ～2018年7月×日	第117期 2018年7月×日 ～2018年8月×日	第118期 2018年8月×日 ～2018年9月×日	第119期 2018年9月×日 ～2018年10月×日
当期分配金(税込み)(円)	40	40	40	25	25	25
対基準価額比率(%)	0.78	0.84	0.80	0.56	0.55	0.48
当期の収益(円)	32	29	31	25	25	25
当期の収益以外(円)	7	10	8	—	—	—
翌期繰越分配対象額(円)	100	90	82	88	93	107

(注1)「当期の収益」は「経費控除後の配当等収益」および「経費控除後の有価証券売買等損益」から分配に充当した金額です。

また、「当期の収益以外」は「収益調整金」および「分配準備積立金」から分配に充当した金額です。

(注2) 円未満は切捨てており、当期の収益と当期の収益以外の合計が当期分配金(税込み)に合致しない場合があります。

(注3) 当期分配金の対基準価額比率は当期分配金(税込み)の期末基準価額(分配金込み)に対する比率で、ファンドの収益率とは異なります。

■収益分配金の計算過程(1万口当たり)

項目	第114期	第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
(a) 経費控除後の配当等収益	✓ 32.10円	✓ 29.55円	✓ 31.87円	✓ 29.28円	✓ 30.64円	✓ 37.58円
(b) 経費控除後の有価証券売買等損益	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(c) 収益調整金	89.42	90.25	✓ 90.80	83.81	84.01	84.69
(d) 分配準備積立金	✓ 18.83	✓ 10.69	✓ 0.23	0.00	4.24	9.72
(e) 当期分配対象額(a+b+c+d)	140.36	130.49	122.91	113.09	118.90	132.00
(f) 分配金	40.00	40.00	40.00	25.00	25.00	25.00
(g) 翌期繰越分配対象額(e-f)	100.36	90.49	82.91	88.09	93.90	107.00

(注) ✓を付した該当項目から分配金を計上しています。

※こちらはサンプルです。

■分配原資の内訳(1万口当たり)

項目	第119期 2018年9月×日 ～2018年10月×日
当期分配金(税込み)(円)	25
対基準価額比率(%)	0.48
当期の収益(円)	25
当期の収益以外(円)	—
翌期繰越分配対象額(円)	107

■収益分配金の計算過程(1万口当たり)

項目	第119期
(a) 経費控除後の配当等収益	✓ 37.58円
(b) 経費控除後の有価証券売買等損益	0.00
(c) 収益調整金	84.69
(d) 分配準備積立金	9.72
(e) 当期分配対象額(a+b+c+d)	132.00
(f) 分配金	25.00
(g) 翌期繰越分配対象額(e-f)	107.00

拡大

運用報告書はファンド毎に原則、
年1回あるいは年2回作成されます。

！ P.2を振り返り、第119期で確認してみましょう。

【分配金支払前分配金対象額(1万口当たり)】

(a) は 分配対象額①
(b) は 分配対象額②
(c) は 分配対象額④
(d) は 分配対象額③

に該当します。
(a)～(d)の合計=(e) 当期分配対象額

【分配金支払後分配金対象額(1万口当たり)】

(e) 当期分配対象額(132.00円) - (f) 分配金(25円)
= (g) 翌期繰越分配対象額(107.00円)



運用報告書は大和アセットマネジメントホームページでもご確認いただけます。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。



分配対象額が多いファンドは運用が良いファンドですか

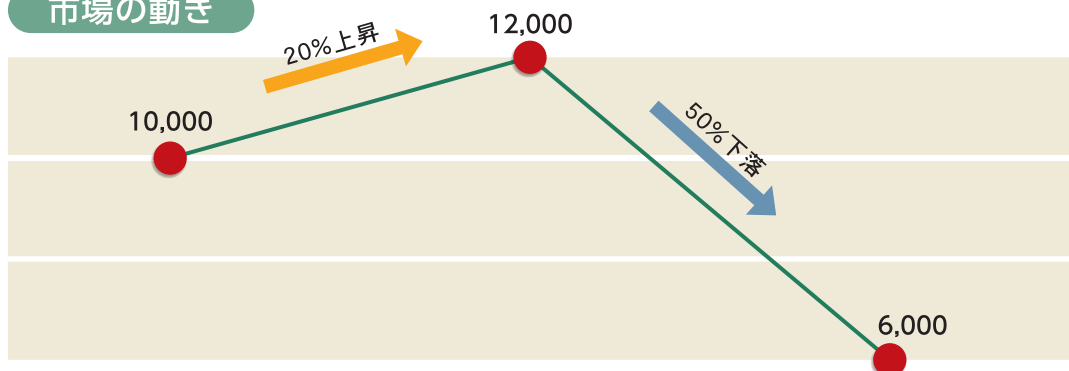
● 同じような運用のファンドでも、設定タイミングによって分配対象額は違ってきます。

決算で計上済の「分配対象額」は、基準価額の下落によって減少するわけではありません

分配対象額の4つの項目(P2①～④)のうち、設定タイミングによって最も影響を受けるのは「有価証券売買等利益」です。

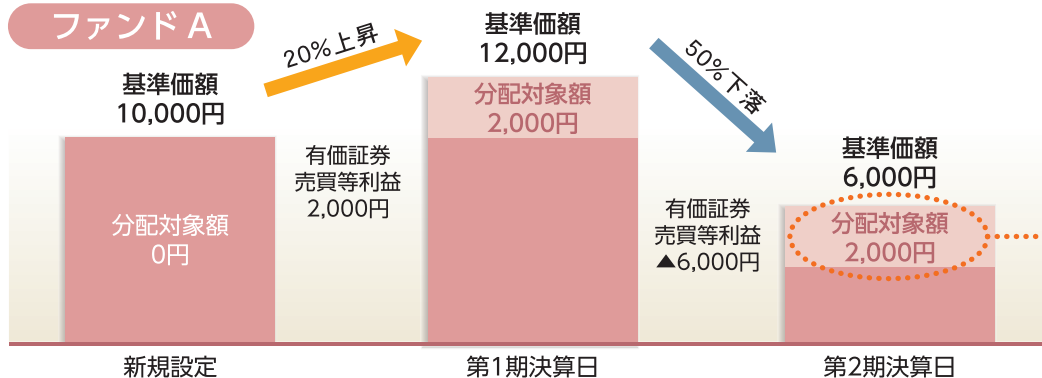
！ 設定タイミングによって分配対象額がどう違ってくるかを確認してみましょう。

市場の動き

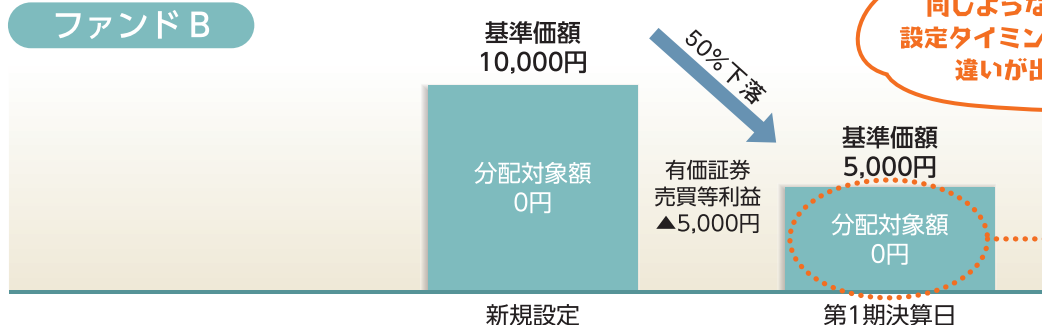


※市場の動きは、ある時点をもとに10,000と仮定し、動きをわかりやすく表しています。

ファンド A



ファンド B



同じようなファンドでも
設定タイミングでこれだけの
違いが出るのです。

※ファンドAとファンドBは同種のファンドで、市場の動きと同じ動きをするものと仮定。
また、配当等収益、経費は発生しない、収益分配なし、追加設定なしと仮定。

※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。
また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。



「分配対象額」と「基準価額」の関係が
もっと知りたいなあ・・・

では、ご説明します



決算日における「基準価額」は、「元本*」+「分配対象額」+「欠損金」で表すことができます

前ページの **ファンド A** において、基準価額上昇により計上された分配対象額はその後基準価額が下落しても減少していません。これを式に表すと下記ようになります。

なお、下落の後に、基準価額が上昇しても欠損金が解消されないと分配対象額は増加しません。

$$\text{「基準価額」} = \text{「元本*」} + \text{「分配対象額」} + \text{「欠損金」}$$

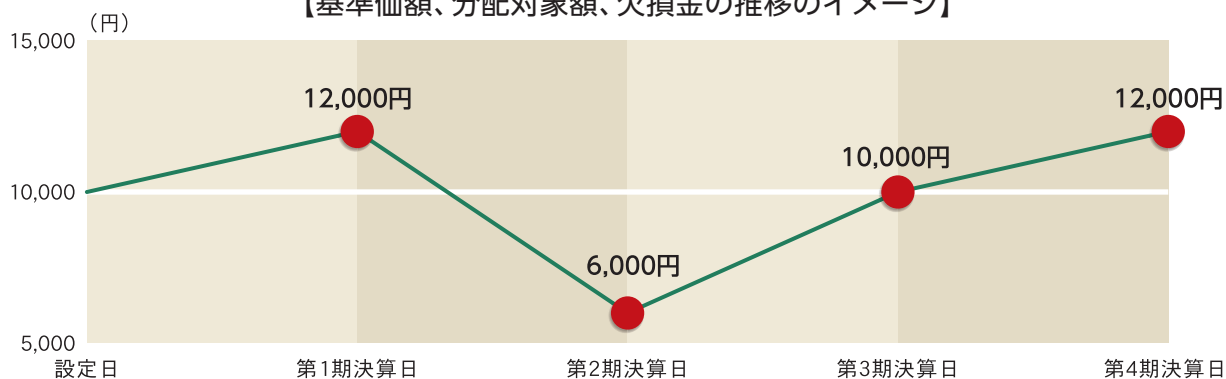
(プラス) (マイナス)

*投資者の個別元本ではなく、ファンドの計理上の元本です。



ファンド A の基準価額が下記のように推移した場合で考えてみましょう。

【基準価額、分配対象額、欠損金の推移のイメージ】



	基準価額	期間損益	分配対象額	欠損金
第1期決算日	12,000円	+ 2,000円	2,000円	—
第2期決算日	6,000円	▲6,000円	2,000円	▲6,000円
第3期決算日	10,000円	+ 4,000円	2,000円	▲2,000円
第4期決算日	12,000円	+ 2,000円	2,000円	0円

※配当等収益、経費は発生しない、収益分配なし、追加設定なしと仮定。

※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。

また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。



ファンドの運用成績はどこで確認したらいいのでしょうか

毎月のファンドレポートを活用しましょう

おおよその運用成績を知るには、ファンドレポート等の「分配金再投資基準価額」が非常に便利です。「分配金再投資基準価額」は決算日に分配金を支払わずに、税引前の分配金を再投資したと**仮定して算出した数値**です。したがって分配金が支払われるたびに、「基準価額」よりも数値が大きくなっていきます。

【ファンドレポートの例】

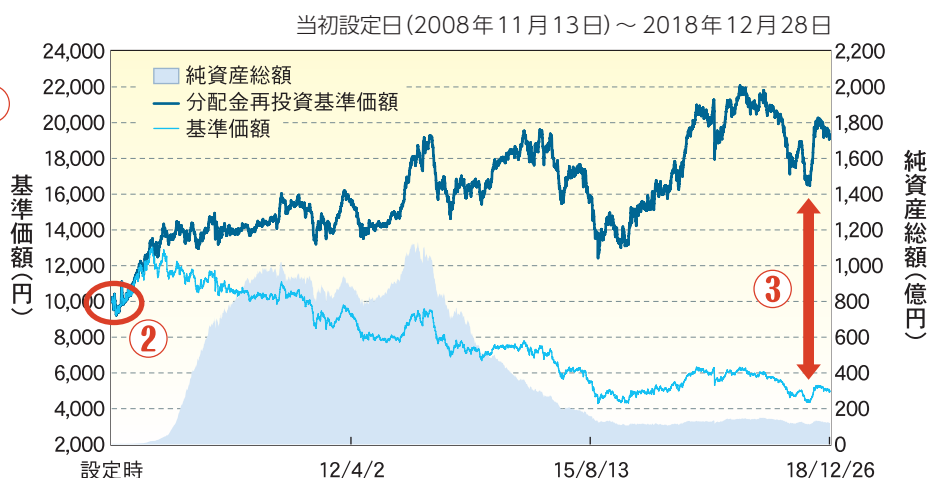
《基準価額・純資産の推移》

2018年12月28日現在

基準価額	5,003円
純資産総額	121億円

期間別騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.5%
3カ月間	+8.1%
6カ月間	+9.5%
1年間	-7.4%
3年間	+37.0%
5年間	+14.7%
年初来	-7.4%
設定来	+93.3%



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※こちらはサンプルです。

ファンドレポートからわかることは・・・

①

基準日を起点として、一定期間の「分配金再投資基準価額」ベースの運用成績が確認できます。

② ③

設定時点②では同じであった「基準価額」と「分配金再投資基準価額」は、分配を行なうことによって時間の経過とともに、大きくかい離③していることがわかります。

※投資者それぞれの購入時点からの運用成績、トータルリターンは、ファンドレポートでは確認できません。





運用成績と分配金の関係は どう考えたらいいのでしょうか

- 運用成績は、分配金に加え基準価額の動きも含めたトータルリターンで確認する必要があります。

運用成績は、トータルリターンで考えよう！



運用損益 = (評価時点の基準価額 - 購入時点の基準価額) + 受取分配金合計
トータルリターン(%) = (運用損益 ÷ 購入時点の基準価額) × 100

！ 下記の例でトータルリターンを計算してみましょう。

	購入時点の基準価額	受取分配金合計	評価時点の基準価額
ファンドA	10,000円	600円	10,400円
ファンドB	10,000円	1,200円	7,800円

ファンドA

購入時点の基準価額 10,000円、毎月の分配金 50円 を1年(12カ月)継続し、
1年後の基準価額 10,400円であった場合

運用損益 = (評価時点の基準価額 - 購入時点の基準価額) + 受取分配金合計

= (10,400円 - 10,000円) + (50円 × 12)

= 1,000円

年間トータルリターン(%) = (運用損益 ÷ 購入時点の基準価額) × 100

= (1,000円 ÷ 10,000円) × 100

= 10%

ファンドB

購入時点の基準価額 10,000円、毎月の分配金 100円 を1年(12カ月)継続し、
1年後の基準価額 7,800円であった場合

運用損益 = (評価時点の基準価額 - 購入時点の基準価額) + 受取分配金合計

= (7,800円 - 10,000円) + (100円 × 12)

= ▲1,000円

年間トータルリターン(%) = (運用損益 ÷ 購入時点の基準価額) × 100

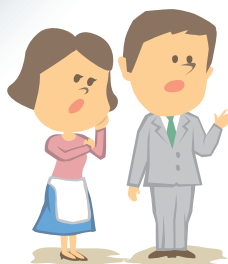
= (▲1,000円 ÷ 10,000円) × 100

= ▲10%

※税金等、諸費用は考慮していません。

※上記はイメージ図であり、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

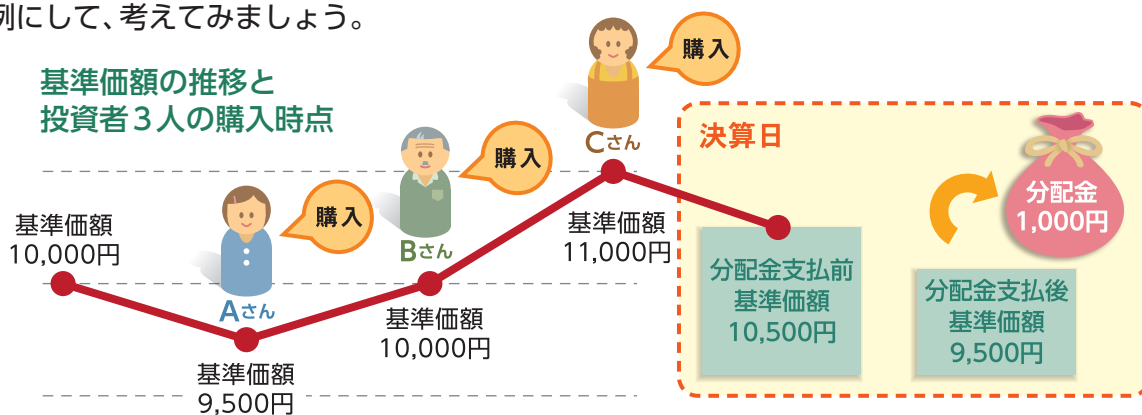


税金が引かれなかったのは なぜでしょうか

- 投資者のファンドの購入価額と、その後の運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- この場合は、運用成果とは言えませんので税金はかかりません。これを「元本払戻金（特別分配金）」と言います。

ファンドを購入するタイミングによって、分配金に対する税金が異なる場合があります

Aさん、Bさん、Cさんが、同じファンドをそれぞれ別の日に購入し、決算日に分配金1,000円を受け取った場合を例にして、考えてみましょう。



① Aさんの場合

購入時点：基準価額 9,500円 決算時点：分配金支払前基準価額 10,500円

運用成果の範囲内で分配金が出ていれば、すべて税金の対象になります。

決算日の分配金支払前において、Aさんの課税上の購入価額である「個別元本」は、実際に購入したときの基準価額である9,500円です。



決算日時点のAさんの運用成果は・・・

分配金支払前基準価額 10,500円－購入価額（個別元本）9,500円＝差額 1,000円

分配金は 1,000円であり、運用成果の範囲内→1,000円すべてが税金の対象（普通分配金）

★この場合「個別元本」は、分配金支払後も変わりません。

※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。
また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

② Bさんの場合

購入時点：基準価額 10,000円 決算時点：分配金支払前基準価額 10,500円

運用成果を超えた部分は元本の払戻しなので、税金の対象となりません。

決算日の分配金支払前において、Bさんの課税上の購入価額である「個別元本」は、実際に購入したときの基準価額である 10,000円です。



決算日時点のBさんの運用成果は・・・

分配金支払前基準価額 10,500円－購入価額(個別元本) 10,000円＝差額 500円

分配金は 1,000円であり、うち 500円は運用成果の範囲内→ 500円は税金の対象(普通分配金)

運用成果を超えた部分→ 500円は税金の対象外(元本払戻金(特別分配金))

★この場合「個別元本」は、払戻された元本部分である 500円分下がることになります。

③ Cさんの場合

購入時点：基準価額 11,000円 決算時点：分配金支払前基準価額 10,500円

運用成果を超えた部分は元本の払戻しなので、税金の対象となりません。

決算日の分配金支払前において、Cさんの課税上の購入価額である「個別元本」は、実際に購入したときの基準価額である 11,000円です。



決算日時点のCさんの運用成果は・・・

分配金支払前基準価額 10,500円－購入価額(個別元本) 11,000円＝差額 ▲500円

運用成果がマイナスであるにもかかわらず、分配金は 1,000円であり、分配金すべてが運用成果を超過

→ 1,000円は税金の対象外(元本払戻金(特別分配金))

★この場合「個別元本」は、払戻された元本部分である 1,000円分下がることになります。

※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。

また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

図解でナットク！

① 配当等収益

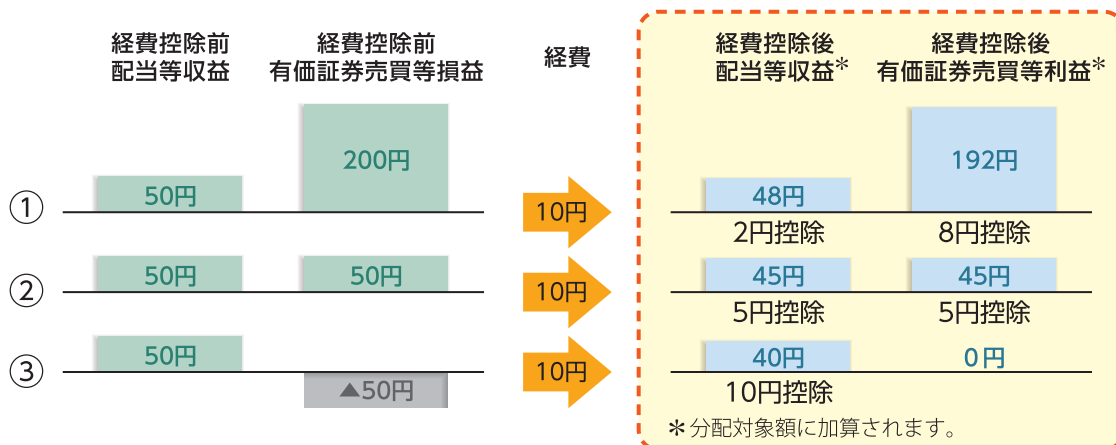
② 有価証券売買等利益

③ 分配準備積立金

④ 収益調整金

信託報酬等の経費は、「配当等収益」と「有価証券売買等利益」で案分控除されます。

経費控除前の配当等収益の水準や経費が同じであっても、分配対象額に算入される「経費控除後の配当等収益」の金額が違場合があります。信託報酬等の経費が、「配当等収益」と「有価証券売買等利益」で案分控除されているためです。



経費を控除しきれない場合、控除しきれない額は有価証券売買等損益に計上されます。

① 配当等収益

② 有価証券売買等利益

③ 分配準備積立金

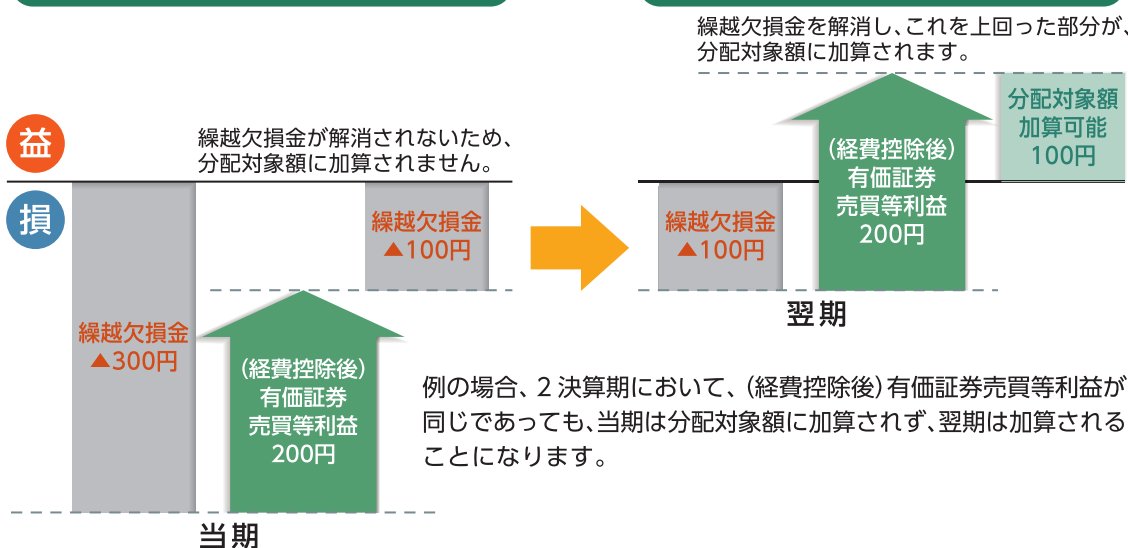
④ 収益調整金

「有価証券売買等利益」は、繰越欠損金が消滅しないと分配対象額に加算されません。

繰越欠損金がある場合には、計算期間中の「有価証券売買等利益」がプラスでも、繰越欠損金を補てんし、これが解消されないと、分配対象額に加算することはできません。

繰越欠損金 > 有価証券売買等利益

繰越欠損金 < 有価証券売買等利益



※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。

また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

分配対象額のしくみ

①配当等収益

②有価証券売買等利益

③分配準備積立金

④収益調整金

「分配準備積立金」は、分配されずに留保された収益の設定来の累積です。

当期の配当等収益や売買益(評価益を含む)のうち、当期の分配金に充当しなかった部分を「分配準備積立金」といいます。「分配準備積立金」は、翌期以降の分配金に充当することができます。



*「分配対象額」には、「分配準備積立金」と「収益調整金」が含まれています。

①配当等収益

②有価証券売買等利益

③分配準備積立金

④収益調整金

「収益調整金」は、追加設定により収益とみなされた調整金の設定来の累積です。

追加設定によって既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられた勘定を「収益調整金」といいます。追加設定金額の一部を「収益調整金」とすることで、1万口当たりの分配対象額が減少しないよう調整します。



*投資者の個別元本ではなく、ファンドの計理上の元本です。

1万口当たりの元本 = 10,000円
1万口当たりの分配対象額 = 500円

1万口当たりの元本 = (10,000円 + 10,000円) ÷ 2 = 10,000円
1万口当たりの分配対象額 = (500円 + 500円) ÷ 2 = 500円

※欠損金なしと仮定。

追加設定によって1万口当たりの分配対象額は増減しません。

※上記はイメージ図であり、特定ファンドのパフォーマンスを表したものではありません。

また、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

最後に

いつまでに購入の申込みをすれば 分配金を受け取れるか確認しよう



購入価額が

- 受付日の基準価額であるファンド……………決算日の前営業日まで*
一般に、国内資産のみで運用するファンドです。
- 受付日の翌営業日の基準価額であるファンド……………決算日の前々営業日まで*
一般に、海外資産で運用するファンドです。

* 申込締切時間があります。

※くわしくは、販売会社にお問合わせください。※申込受付中止日の場合はこの限りではありません。

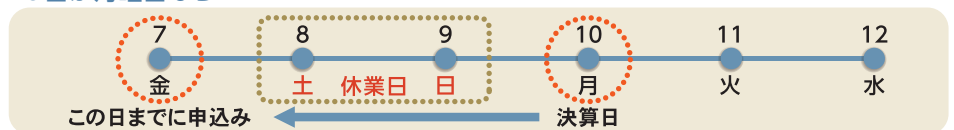


国内資産のみで運用するファンドの例

お申込みメモ

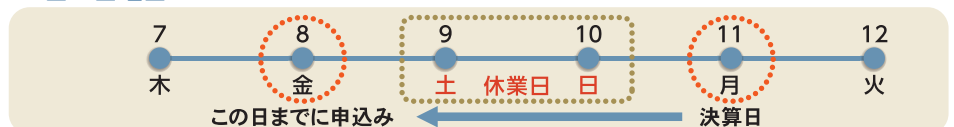
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入・換金価額	購入および換金申込 受付日の基準価額 (1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)

10日が月曜日なら…



例えば、決算日が
毎月10日(休業日の場合、
翌営業日)の場合

10日が日曜日なら…



※土、日以外は営業日と仮定しています。



海外資産で運用するファンドの例

お申込みメモ

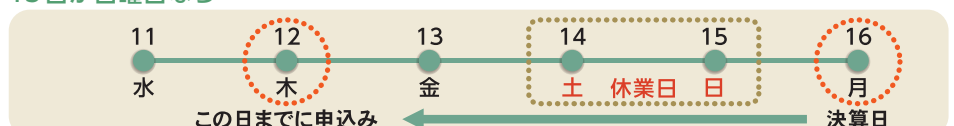
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入・換金価額	購入および換金申込 受付日の翌営業日の基準価額 (1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シドニー先物取引所の休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせください。
申込締切時間	午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)

15日が月曜日なら…



例えば、決算日が
毎月15日(休業日の場合、
翌営業日)の場合

15日が日曜日なら…



※土、日以外は営業日と仮定しています。

①投資信託のご購入に際し、お客さまにご理解いただきたいこと

お客さまが投資信託をご購入する際には、以下の2つの注意点を十分ご理解いただいた上で、当該投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご覧いただき、ご自身の判断で投資に関する最終決定をなさるようお願いいたします。

注意点① お客さまにご負担いただく費用について(消費税率10%の場合)

	種類	料率	費用の内容	ご負担いただく費用金額のイメージ (金額は左記の料率の上限で計算しています)
直接的にご負担いただく費用	購入時手数料	0～3.3% (税込)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	基準価額10,000円の時に100万口を購入される場合、 最大33,000円 をご負担いただきます。
	信託財産留保額	0～0.5%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられます。	基準価額10,000円の時に100万口を換金される場合、 最大5,000円 をご負担いただきます。
信託財産で間接的にご負担いただく費用	運用管理費用(信託報酬)	年率 0～1.98% (税込)	投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社、受託会社の三者が、信託財産の中から受け取る報酬です。	基準価額10,000円の時に100万口を保有される場合、 最大1日あたり約55円 をご負担いただきます。
	その他の費用・手数料		監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。(その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません)	

※費用の種類や料率等は販売会社や個々の投資信託によって異なります。上記費用の料率は大和アセットマネジメントが運用する一般的な投資信託の料率を表示しております。ファンド・オブ・ファンズでは、ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。また投資信託によっては、運用実績に応じた報酬や換金手数料をご負担いただく場合があります。※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※投資信託により異なりますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。また、詳細につきましては「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

注意点② 投資信託のリスクについて

投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託が投資する有価証券等によりリスクの要因は異なりますので、お申込みにあたっては、投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。



知って
ナットク!



大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。

(2023.4)